

化学物質適正管理セミナー

愛知県は、化学物質を取扱う事業者を対象に化学物質に関する情報提供を行い、化学物質の適正な管理を進めることを目的としたセミナーを開催しています。

本年度は、10月に施行される特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部改正（裏面参照）等について説明を行うとともに、企業における化学物質適正管理事例の報告を行います。

名古屋会場

日時 平成21年10月27日（火）13時～15時45分

場所 愛知県女性総合センター（ウィルあいち） ウィルホール
（名古屋市東区上豎杉町1）

三河会場

日時 平成21年11月24日（火）13時～15時35分

場所 豊田市民文化会館 小ホール
（豊田市小坂町12-100）

参加費 無料

プログラム

化管法施行令の一部改正について

栗栖 雅宜 氏（環境省総合環境政策局環境保健部環境安全課化学物質情報係長）

愛知県における化学物質の現状及び生活環境保全条例について

川口 芳行（愛知県環境部環境活動推進課主幹）

名古屋市環境保全条例について（名古屋会場のみ）

福永 佳代 氏（名古屋市環境局地域環境対策課有害化学物質対策係長）

VOC排出抑制制度と対策について

相羽 宏純（愛知県環境部大気環境課主幹）

化学物質適正管理事例報告

<名古屋会場>

出光興産株式会社愛知製油所、株式会社INA X

ソニーイーエムシーエス株式会社稲沢テック

ダウ・ケミカル日本株式会社衣浦工場、東海ゴム工業株式会社

<三河会場>

株式会社イノアックコーポレーション八名事業所

新日化カーボン株式会社田原製造所、トヨタ自動車株式会社

日本ペイント株式会社、三好化成工業株式会社

主催 愛知県

後援予定 中部経済産業局、中部地方環境事務所

愛知県商工会議所連合会、愛知県商工会連合会、社団法人中部経済連合会

社団法人愛知県医師会、環境パートナーシップ・CLUB（EPOC）

申込方法

インターネットによりお申込みください。定員になり次第、締め切らせていただきます。(名古屋会場：790名 三河会場：425名)

<http://www.pref.aichi.jp/kankyo/katsudo-ka/jigyo/prtr/09uketuke/index.html>

申し込みをいただきますと、受付完了の画面が示されるとともに、メールが返信されます。

会場へのアクセス

公共交通機関をご利用ください。

<名古屋会場>

愛知県女性総合センター(ウィルあいち)

地下鉄「市役所」駅 2番出口より東へ徒歩約10分

名鉄瀬戸線「東大手」駅 南へ徒歩約8分

基幹バス「市役所」下車 東へ徒歩約10分

市バス幹名駅1「市政資料館南」下車 北へ徒歩約5分



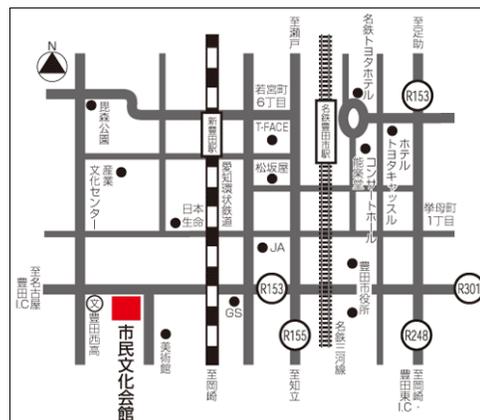
<三河会場>

豊田市民文化会館

名鉄三河・豊田線「豊田市」駅 南へ徒歩約15分

愛知環状鉄道「新豊田」駅 南西へ徒歩約15分

名鉄バス「市民文化会館前」下車 徒歩約2分



特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化管法) 施行令の一部改正について

化管法では、354種類の第一種指定化学物質について、対象となる事業者が環境中に排出した化学物質の量等を自ら把握し、都道府県を通じて国に届け出ることが定められています。(PRTTR制度) 今回、化管法施行令の一部が改正され第一種指定化学物質が462物質となり、また、医療業が追加されたことにより、これまで把握・届出対象ではない事業者が、平成22年度から対象となるケースがあります。

化管法では、第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質を含有する製品を事業者間で取引する際、MSDS(化学物質等安全データシート)の提供を義務付けていますので、MSDSの提供を受けている製品は、PRTTR制度の対象物質(第一種指定化学物質)を含んでいるか確認してください。

PRTTR制度の詳細や対象化学物質については、環境省のホームページをご覧ください。

http://www.env.go.jp/chemi/prtr/archive/target_chemi.html

対象事業者は、以下のとおりです。(詳しくは上記ホームページをご覧ください)

業種 金属鉱業、原油・天然ガス鉱業、製造業、電気業、ガス業、熱供給業、下水道業

鉄道業、倉庫業、石油卸売業、鉄スクラップ卸売業、自動車卸売業

燃料小売業、洗濯業、写真業、自動車整備業、機械修理業、商品検査業

計量証明業、一般廃棄物処理業、産業廃棄物処分業、高等教育機関

自然科学研究所、**医療業(今回追加)** 印は、ホームページ等で詳細をご確認ください。

従業員数/常用雇用者21人以上の事業者

第一種指定化学物質のいずれかを1年間に1トン以上(特定第一種指定化学物質については0.5トン以上)取り扱う事業所を有するなどの要件を満たす事業者又は特別要件施設(廃棄物処理施設や下水道終末処理施設など)を有する事業者

お問合せ先

愛知県環境部環境活動推進課環境リスク対策グループ

TEL: 052-954-6212 (ダイヤルイン)